●香川県告示第169号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和6年8月9日から同月29日まで一般の縦覧に供する。

令和6年8月9日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道 (一般)
- 2 路線名 丸井萩原豊浜線(241号)
- 3 道路の区域

区間	敷地の幅員	延長	備考
	(メートル)	(メートル)	VIII 75
観音寺市大野原町大野原字吉	10.1~31.4	367	平成12年1月18日付け香川県告
の内429番3地先から			示第15号の一部
観音寺市大野原町大野原字伐			
留7205番地先まで			

4 供用開始の期日 令和6年8月9日